

紹介基本契約書

_____(以下、「甲」という)と琴葉株式会社(以下、「乙」という)とは、乙が甲に対して求職者(以下、「丙」という)を紹介する有料職業紹介に関する基本事項に関して、次の通り、契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は甲に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。

(選考採用)

第2条 乙が選定により紹介した人材(以下「丙」という。)を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件に基づき、甲の責任において採用をする。

(労働条件の明示と確認)

第3条 甲は、前条に基づき、丙の採用を決定した場合には、甲は丙との間で書面による雇用契約を締結するものとし、当該雇用契約書に甲が記名押印したものを、労働基準法第15条に基づく労働条件通知書面とともに、乙を介して、丙に交付する。

(紹介料)

- 第4条
1. 甲は丙を採用し、入職(入社)に至った場合、人材紹介の対価として雇用形態及び職種に応じた紹介料を乙に支払うものとする。紹介料は、乙から甲への紹介の都度これを決定し、別途通知をする職業紹介に関する契約書に明示する。
 2. 紹介料の算定基礎になる「理論年収」とは、下記の定めに従うものとする。
 - (1) 常勤職員(社員)の場合
理論年収 = 「月額固定給※」 × 12 か月 + 賞与算定基礎額 × 前年度実績賞与支給月数
※月額固定給 = 基本給 + すべての諸手当
 - (2) 非常勤職員(社員)の場合
理論年収 = 時給 × 1 日当たりの時間 × 1 週刊の勤務日数 × 52 週 + 賞与算定基礎額 × 前年度実績賞与支給月数
 3. 紹介料は上記理論年収の 30% または、500,000 円とする。
 4. 採用時の雇用契約において非常勤職員(社員)として契約を締結して採用をした場合で、予めその後 1 年以内に常勤職員になる時期が確定している場合の紹介料は、非常勤職員としての雇用される期間分は、非常勤職員としての理論年収に紹介料率を掛けて算出するものとし、その後、1 年に満たすまでの期間分を常勤職員の理論年収に紹介料率を掛けて算出するものとする。
 5. 甲の内容通知後に、甲の都合によって内定を取り消した場合、甲は乙に対し、本条に基づく紹介料は免れないものとする。

(返金)

- 第5条 1. 乙が紹介した丙が、専ら丙の責に帰すべき事由により退職又は解雇（法令に則った正当な解雇に限る）されるに至った場合、入職（入社）日から退職日までの期間に応じて返金を行う。機関による返金額割合においては、以下の通りとする。
- (1) 入職（社）後、1週間未満に退職・・・・・・・・100%
 - (2) 1週間以上1ヶ月未満に退職・・・・・・・・50%
 - (3) 1ヶ月以上2ヶ月未満に退職・・・・・・・・20%
 - (4) 2ヶ月以上3ヵ月未満に退職・・・・・・・・10%
2. 乙が紹介した丙が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるために退職に至った場合他、甲の責に帰すべき事由により退職に至った場合、乙は甲に対する紹介料に対する返金減額はしないものとし、甲の紹介料支払債務は消滅しないものとする。
3. 乙が紹介した丙が退職した場合、丙の退職が確定した場合において、甲が本条による返金を求める時には、当該退職を証明する書面を乙に対して提出をする。乙は、提出された書面の詳細内容を確認するものとする。
4. 紹介料の返金日は、甲が退職を証明するための書類が完全に提出され、その詳細確認後、返金額が決定した月の翌月末とする。返金方法は、甲が指定した振込口座とし、振込手数料は乙の負担とする。

(求職者の就業辞退)

- 第6条 乙は、紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、丙が入職（入社）を辞退した場合、乙は甲に対し、一切の責任、補償の責を負わない。

(守秘義務)

- 第7条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲の事業に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩をしないものとし、相互に信義則に従い、守秘義務を負うものとする。本条の規定は本契約修了後も3年間有効とする。

(再雇用および直接交渉の禁止)

- 第8条 1. 甲は、丙との雇用契約を一旦解除し、その後再度、丙との間で雇用又は業務委託契約を行った場合、契約後の期間に関わらず、乙の紹介による雇用が継続しているものとする。その場合、本契約書第5条1項は適用しない。すでに返金の受け取りがある場合は、当該返金額を乙に支払う。
2. 甲は、乙の書面による承諾なくして、丙との直接交渉を禁止する。本件、違反が発見された場合は、内定決定前であっても、本件、紹介料は全額支払うものとする。

(契約解除)

- 第9条 1. 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約の定めに違反した場合は、是正を勧告し、相当な期間内に是正がない場合には、何らかの催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解消することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告を要せず、将来に向かって本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1)監督官庁による営業の取り消しまたは停止等の処分、その他関連法規に基づく行政処分を受けた場合
 - (2)仮差押、差押、強制執行又は競売等の申立てがあったとき。
 - (3)民事再生、会社更生、破産、特別清算手続きの申立てがあったとき
 - (4)正当な理由なく、公租公課を滞納して督促を受け、又はそのために差押を受けたとき。
 - (5)財産上の信用にかかわる担保権の実行、支払停止、又は、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6)法人を解散した時
 - (7)名誉、信用を失墜させたとき、又はその虞があるとき。
 - (8)第1項に違反したとき。
 - (9)その他前各号に準ずる行為があったとき。
3. 乙が甲に対して、第1項又は第2項に基づき、本契約を解除した場合、甲は乙に対する債務につき当然の期限の利益を失い、直ちに弁済する義務を負う。但し、第2項の各号の一に該当した場合は、乙からの解除を待たずしてその起源の利益を失う、乙に対する債務を弁済する義務を負う。
4. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、明らかに乙の責に帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合、本契約に基づき、すでに甲から受領している金額を上限として、直接かつ通常の範囲を損害する責を負う。

(違約金)

- 第11条 甲は、本契約に定める義務の違反又は不当な手段によって紹介料を免れた場合、違約金として本来払うべき紹介料の3倍の額を速やかに乙に支払うものとする。なお、甲は違約金違反算定に必要な想定年収を直ちに通知するものとし、当該通知がない場合には、乙と適正と判断する想定年収をもって算出する。

(遅滞損害金)

- 第12条 甲が本契約上の債務を履行しなかった場合は、年14.6%の割合の遅滞損害金を支払う。

(反社会的勢力排除に関する条項)

- 第13条 1. 甲又は乙は、相手方に対して、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らの薬院に暴力団、暴力団関係企業、総会社等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと。
 - (2) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していること。
 - (3) 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等を含む）が存在しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力関与していないこと。
 - (5) 自らの役員は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. 甲又は乙は、相手方に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 脅迫的な言動又は暴力行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - (4) 相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、相手方が第二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、本契約を解除することができる。
4. 甲又は乙は、前項に基づき、本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとする。

（有効期間）

第 14 条 本契約の有効期間は契約締結日から 1 年間とする。ただし、契約満了日から 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面により契約満了の意思表示がない場合、本契約の期限は 1 年間延長するものとする。ただし、期間満了後又は契約解除後も、甲の債務履行が完了するまでは、本契約は継続されるものとする。

（合意管轄）

第 15 条 甲および乙は、本契約に関する訴訟においては、乙の管轄される裁判所を第一の所轄裁判所とする。

（その他）

第 16 条 本契約に記載がない事項については、双方、協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のもと、各 1 通ずつ保管をする。

令和 4 年 12 月 14 日

甲

乙

印

印